

道路上における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年(2014年)3月10日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路上における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年(2014年)2月6日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路上における物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生年月日 | 2013年10月16日 |
| 2 | 事故発生場所 | 町田市南成瀬五丁目1番地8先 町田市道1803号線 |
| 3 | 事故の概要 | 菌糸によって腐食した街路樹が、強風で折れ、駐車中の車に接触し、車を損傷したもの |
| 4 | 事故の種別 | 物損事故 |
| 5 | 被害者の住所 | |
| 6 | 被害者の氏名 | |
| 7 | 損害賠償の額 | 1,055,580円 |